

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月15日

東京都板橋区長 坂 本 健

## 東京都板橋区条例第2号

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する  
条例の一部を改正する条例

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例（平成27年板橋区条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改め、同条第16号を同条第18号とし、同条第8号から第15号までを2号ずつ繰り下げ、同条第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (9) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1の1の項中「別表第1の76の項」を「別表111の項」に改める。

別表第2の1の項中「別表第1の76の項」を「別表111の項」に改め、同表10の項特定個人情報の欄を次のように改める。

地方税関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、 難病患者医療関係情報、障がい者関係情報、障がい者自立支援給付
---

関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は児童手当関係情報であつて区規則で定めるもの

別表第2の19の項中「別表第1の8の項又は94の項」を「別表9の項又は127の項」に改める。

別表第3の1の項中「別表第1の94の項」を「別表127の項」に改める。

#### 付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

東京都板橋区組織条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月15日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第3号

東京都板橋区組織条例の一部を改正する条例

東京都板橋区組織条例（昭和39年板橋区条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条の表福祉部の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 福祉事務所に関すること。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

東京都板橋区長期基本計画審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月15日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第4号

東京都板橋区長期基本計画審議会条例の一部を改正する条例

東京都板橋区長期基本計画審議会条例（昭和48年板橋区条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都板橋区基本構想審議会条例

第1条中「長期基本計画に」を「基本構想（板橋区基本構想の議決に関する条例（平成27年板橋区条例第1号）の規定に基づき、議会の議決を経て定めるものをいう。以下同じ。）に」に、「東京都板橋区長期基本計画審議会」を「東京都板橋区基本構想審議会」に改める。

第2条中「長期基本計画の策定」を「基本構想の策定等」に、「調査審議する」を「調査審議し、答申する」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月15日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第5号

東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例

東京都板橋区職員定数条例（昭和50年板橋区条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| (1) 区長の事務部局の職員            | 3, 255人 |
| （うち383人は、福祉事務所の職員の定数とする。） |         |
| (2) 議会の事務部局の職員            | 18人     |
| (3) 教育委員会の事務部局の職員         | 203人    |
| (4) 教育委員会の所管に属する学校の職員     | 112人    |
| （うち6人は、幼稚園教諭の定数とする。）      |         |
| (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員       | 11人     |
| (6) 監査委員の事務部局の職員          | 11人     |
| 合 計                       | 3, 610人 |

第2条第2項中「休業」を「自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業、公務災害休業」に改め、同条第3項中「休業者」を「育児休業者、公務災害休業者」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

公益的法人等への板橋区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する  
条例を公布する。

令和 6 年 3 月 1 5 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 6 号

公益的法人等への板橋区職員の派遣等に関する条例の一部  
を改正する条例

公益的法人等への板橋区職員の派遣等に関する条例（平成 2 3 年板橋  
区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「公益財団法人板橋区体育協会」を「公益財団  
法人板橋区スポーツ協会」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月15日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第7号

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年板橋区条例第6号）  
の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条の6第1項、第2項、第3項、第6項」を「第26条の6第1項から第3項まで、第6項から第8項まで」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年板橋区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条第5項中「職員及び」を「職員、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年板橋区条例第6号）第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員及び」に改める。

第15条第1項第1号中「職員及び」を「職員、職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員及び」に改める。

東京都板橋区立男女平等推進センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 3 月 1 5 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 8 号

東京都板橋区立男女平等推進センター条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立男女平等推進センター条例（平成 1 1 年板橋区条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表東京都板橋区栄町 3 6 番 1 号の項中「午後 8 時」を「午後 9 時 3 0 分」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

東京都板橋区営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 3 月 1 5 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 9 号

東京都板橋区営住宅条例の一部を改正する条例

東京都板橋区営住宅条例（平成 9 年板橋区条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号イ中「（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定」を「又は第 1 0 条の 2 の規定（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において準用する場合を含む。）」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

東京都板橋区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例を  
公布する。

令和 6 年 3 月 1 5 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 1 0 号

東京都板橋区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正  
する条例

東京都板橋区の福祉に関する事務所設置条例（昭和 4 0 年板橋区条例  
第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表」を「次」に改め、同条に次の表を加える。

名称	位置	所管区域
東京都板橋区福祉 事務所	東京都板橋区栄町 3 6 番 1 号	板橋区の区域

別表を削る。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

東京都板橋区立ふれあい館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月15日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第11号

東京都板橋区立ふれあい館条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立ふれあい館条例（昭和44年板橋区条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2 仲町ふれあい館の部、徳丸ふれあい館の部及び志村ふれあい館の部中「機能回復訓練室」を「運動室」に改める。

別表第3の2 個人利用の施設の部 仲町ふれあい館の款 浴室の項の前に次のように加える。

運動室	利用1回につき150円
-----	-------------

別表第3の2 個人利用の施設の部 徳丸ふれあい館の款 浴室の項の前に次のように加える。

運動室	利用1回につき150円
-----	-------------

別表第3の2 個人利用の施設の部 志村ふれあい館の款 機能回復訓練室の項中「機能回復訓練室」を「運動室」に改める。

付 則

この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（志村ふれあい館の部に係る部分に限る。）及び別表第3の2 個人利用の施設の部 志村ふれあい館の款 機能回復訓練室の項の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都板橋区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月15日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第12号

東京都板橋区介護保険条例の一部を改正する条例

東京都板橋区介護保険条例（平成12年板橋区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「3万6,200円」を「3万5,500円」に改め、同項第2号中「5万700円」を「4万9,600円」に改め、同項第3号中「5万4,300円」を「5万3,900円」に改め、同項第4号中「6万5,200円」を「7万400円」に改め、同項第5号中「7万2,400円」を「7万8,200円」に改め、同項第6号中「8万3,300円」を「8万9,900円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第7号中「9万600円」を「9万7,800円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第8号中「10万5,000円」を「11万3,400円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第9号中「11万9,500円」を「12万9,000円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第10号中「13万4,000円」を「14万8,600円」に改め、同号ア中「400万円以上550万円」を「420万円以上520万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第11号中「14万8,500円」を「16万4,300円」に改め、同号ア中「550万円以上700

万円」を「520万円以上620万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第12号中「16万3,000円」を「17万9,900円」に改め、同号ア中「700万円以上1,000万円」を「620万円以上720万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第13号中「19万2,000円」を「18万7,700円」に改め、同号ア中「1,000万円以上1,500万円」を「720万円以上820万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第15号イ又は第16号イ」を加え、同項第14号中「22万8,300円」を「30万5,100円」に改め、同号を同項第17号とし、同項第13号の次に次の3号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 19万5,600円

ア 合計所得金額が820万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が賦課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 22万6,800円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が賦課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 26万6,000円

ア 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が賦課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第11条第2項中「2万1,700円」を「2万2,200円」に改め、同条第3項中「3万2,600円」を「3万4,000円」に改め、同条第4項中「5万700円」を「5万3,500円」に改める。

第15条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に改め、同項第2号中「当該該当するに至った」を「該当月から」に、「第9号」を「第13号」に、「該当する者として該当月から」を「規定する者として」に改める。

#### 付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区介護保険条例第11条の規定は、令和6年度分以降の保険料について適用し、令和5年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

東京都板橋区老朽建築物等対策条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月15日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第13号

東京都板橋区老朽建築物等対策条例の一部を改正する条例

東京都板橋区老朽建築物等対策条例（平成28年板橋区条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号ア中「放置された」の次に「廃棄物（」を、「する廃棄物」の次に「をいう。）」を加え、同号を同条第10号とし、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「、特定空家等」を「、管理不全空家等、特定空家等」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 区長は、定期的に対策計画の見直しを行い、必要に応じて対策計画の変更を行うよう努めるものとする。

第4条中「ものとする」を「とともに、区が実施する老朽建築物等に関する施策に協力するよう努めなければならない」に改める。

第5条中「対策を実施するよう努めるものとする」を「老朽建築物等に関する対策の実施その他の老朽建築物等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない」に改める。

第8条第2項中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「区職員又は」を「空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又は区職員若しくは」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（管理不全空家等の認定）

第8条の2 区長は、空家等が法第13条第1項に規定する状態にある

と認められるときは、当該空家等を管理不全空家等として認定することができる。

(管理不全空家等に対する措置の指導)

第8条の3 区長は、法第13条第1項の規定により、管理不全空家等の所有者等に対し、法第6条第1項に規定する基本指針(同条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。)に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

(管理不全空家等に対する措置の勧告)

第8条の4 区長は、前条の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、法第13条第2項の規定により、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

2 区長は、前項の規定による勧告をしようとする場合においては、あらかじめ、協議会に意見を聴くことができる。

3 区長は、管理不全空家等の所有者等に対して、第1項の規定による勧告をしようとする場合は、あらかじめ、その勧告をしようとする者に対し、弁明の機会を与えることができる。

第9条第1項中「周囲の日常生活に重大な悪影響を与えている状態」を「法第2条第2項に規定する状態にある」に改める。

第10条中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第11条第1項中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第12条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同条第7項中「第14条第11項」を「第22条第11項」に改める。

第13条第1項中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、同条第2項中「命ぜられるべき者」の次に「(以下この項及び次項にお

いて「命令対象者」という。)」を加え、「第14条第10項」を「第22条第10項」に、「その者」を「当該命令対象者」に、「に行わせる」を「(以下この項及び次項において「措置実施者」という。)にその措置を行わせる」に、「相当の期限を定めて、」を「区長は、その定めた期限内に命令対象者において」に、「ときは、」を「ときは」に、「その命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨を」を「措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 区長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、前条第1項から第6項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、法第22条第11項の規定により、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

4 前2項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

東京都板橋区立シニア学習プラザ条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月15日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第14号

東京都板橋区立シニア学習プラザ条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立シニア学習プラザ条例（平成20年板橋区条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都板橋区立グリーンカレッジホール条例

本則（第1条及び第2条を除く。）中「プラザ」を「ホール」に改める。

第1条中「高齢者を中心とした」を削り、「東京都板橋区立シニア学習プラザ（以下「プラザ」を「東京都板橋区立グリーンカレッジホール（以下「ホール」に改める。

第2条中「プラザ」を「ホール」に改め、同条第1号中「高齢者」を「あらゆる世代」に改める。

別表第1 教室1 教室2の部その他の日の項及び教室3の部その他の日の項中「午後5時30分から午後9時30分まで」を「午前9時から午後9時30分までの間において教育委員会が別に定める時間」に改め、同表ホール集会室の項中「ホール」を「4階ホール」に改める。

別表第2 ホールの項及び備考中「ホール」を「4階ホール」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の別表第1に規定する施設の利用承認を受けている者は、改正後の別表第1に規定する施設の利用承認を受けた者とみなす。